

# 防火避難規定等チェックリスト

〈使用上の注意〉このチェックリストは通常適用される条項を抜粋して作成しています。全てを記載しているわけではありませんので、適用条項は建築基準関係法令により物件ごとに確認して下さい。

建築物名称 : \_\_\_\_\_

所在地 : \_\_\_\_\_

連絡先 : \_\_\_\_\_

代表者名 : \_\_\_\_\_ 印

防火管理者名 : \_\_\_\_\_ 印

調査者名(建築士) : \_\_\_\_\_ 印

【記入例】	
違反がなかった場合	0
建築基準法令に関する違反があった場合	1
該当しない場合	2

	根拠法令等	具体的内容	詳細事項	確認欄	
準防火地域	法62-1	耐火建築物要求	4F又は1,500㎡超(耐火)、500㎡超(準耐火)、3F(防火) ※緩和規定 1項但書		
	法62-2	延焼部分<木造>	延焼ラインの外壁、軒裏(防火)、門・塀(不燃)		
	法63	屋根	不燃化		
	法64	開口部	延焼ラインの外壁開口部(防火戸)		
単体規定	法22	22条区域 屋根	不燃		
	法23		外壁<木造>	延焼ラインは土塗り壁以上	
	法24		外壁、軒裏	延焼ラインは防火構造<木造特殊建築物>	
	法28-1	居室の採光	住宅1/7, その他1/5~1/10以上		
	法28-2	居室の換気	床面積*1/20以上、機械換気の場合には換気計算書		
	法28-3	火気室の換気	特建<別表(1)>、火気使用室の換気設備(住宅以外は換気計算書)		
	法35の3	無窓居室主要構造部	採光1/20or開口部がなければ不燃以上		
	令116の2	無窓居室	排煙1/50		
構造制限	法27-1	義務耐火	別表第1の区分による耐火建築物要求		
	令107	耐火構造 <主要構造部>	主要構造部	要求時間	材質
			屋根	0.5	
			柱	2 or 1	
			梁	2 or 1	
			外壁	2 or 1	
			間仕切り	2 or 1	
	階段	0.5			
	法27-2	義務準耐火	別表第1の区分による準耐火建築物要求		
	令107の2	準耐火構造	主要構造部	要求時間	材質
			屋根	30分	
			柱	45分	
			梁	45分	
			外壁	45分	
間仕切り			45分		
階段	30分				
法2	延焼ライン開口部	防火戸、防火設備			
防火区画等	令112-1	1,500㎡区画	準耐火構造又は特防の区画(SP等で倍読み規定あり) ※適用除外 興行場、集会室の客席、体育館、工場、昇降機等(やむを得ない部分に限る)		
	令112-2	500㎡区画 (義務準耐)	準耐火構造又は特防の区画		
	令112-4		※適用除外 体育館、工場、昇降機等(内装が準不燃以上に限る)		
	令112-3	1,000㎡区画 (義務準耐)	準耐火構造又は特防の区画		
	令112-4		※適用除外 体育館、工場、昇降機等(内装が準不燃以上に限る)		
	令112-5~8	11F以上区画	100㎡、200㎡、500㎡、階段室		
	令112-9	堅穴区画	準耐火構造で地階又は3Fに居室がある場合 (注) 昇降機の昇降路の防火区画(遮炎・遮煙の両者の性能が必要) ※適用除外 吹抜けで仕上・下地不燃、戸建住宅・長屋の一部		
	令112-10, 11	区画近接の外壁等	幅90cmは準耐火構造又は防火設備 ※適用除外 50cm突出壁がある場合		
	令112-12, 13	異種用途区画	別表第1記載の用途部分とその他の部分との区画		
	令112-14	防火戸の構造	1500㎡区画: 煙or熱		
			500㎡区画: 煙or熱		
1000㎡区画: 煙or熱					
11F以上区画: 煙					
堅穴区画: 煙					
異種用途区画: 煙					
令112-15	区画貫通配管	モルタル埋 ※支障ない基準=告示3183(S44)			
令112-16	区画貫通ダクト	ダンパー設置 ※排煙ダクトの場合はHFD(溶解温度280℃ヒューズ)			
令114-2	防火上主要間仕切	学校・病院・診療所・児童福祉施設・ホテル・旅館・下宿・寄宿舎			

			には主要間仕切壁（耐火・準耐火・防火構造）を設ける	
	令114-3	木造建築物の隔壁	建築面積>300㎡の木造建築物は@ 1.2mに隔壁必要 ※適用除外 準耐火建築物、内装仕上・スプリンクラー等の設置、周辺地域が農業系	
	令114-5	区画貫通部の処理	貫通部を不燃材料等で埋める<令112条15項と同様の扱い>	
	法35の3、令111	無窓居室	採光有効 $\leq 1/20$ 又は $\phi 1m$ 内接 $\times \Rightarrow$ 耐火構造or防火構造 ※適用除外 別表1(イ)用途	
廊下・ 避難階段・ 出入口	令117	適用範囲	特建(1)~(4)・3F・採光無窓居室・延べ面積1000㎡超	
	令119	廊下の幅員	小中高校 $\rightarrow$ (2.3m 1.8m)、病院・共同住宅・200㎡超 $\rightarrow$ (1.6m 1.2m)	
	令120	歩行距離	直通階段までの歩行距離、耐火・準耐 $+10m$ ※採光無窓注意	
	令121-1, -2	2以上直通階段	用途(1~5号)かつ規模(6号)、主要構造部耐火・準耐・不燃で倍読み	
	令121-3	重複距離	歩行距離の1/2 ※緩和規定：避難上有効なバルコニー、屋外通路等	
	令121の2	屋外階段の構造	原則、直通階段で屋外に設ける木造は不可	
	令122-1、123	避難階段等設置	5F・B2F $\rightarrow$ 避難階段以上、15F・B3F $\rightarrow$ 特別避難階段、100㎡区画緩和有	
	令125	屋外への出口	避難階の歩行距離、興行場では外開き	
	令125の2	施錠装置の構造	かぎなしで解錠	
	令126	手すり $\geq 1.1m$	屋上、バルコニー手すりの高さ	
排煙設備	令126の2	設置	特建((1)~(4))500㎡、3Fかつ500㎡、排煙無窓居室、延べ面積1000㎡の200㎡居室 ※適用除外有り	
	令126の3-1	防煙区画 $\leq 500m^2$	防煙壁(天井下50cm)で区画、告示30(S47)の基準	
	令126の3-2	排煙口の不燃化	煙に接する部分は不燃材料	
	令126の3-3	排煙口の位置	排煙区画部分 $\rightarrow$ 排煙口までの距離30m	
	令126の3-4	ホッパーの設置	排煙口には手動解放装置を設置	
	令126の3-5	ホッパーの位置	壁設置(クレント含む)FL=80~150cm、天井設置FL=1.8m	
	令126の3-6	排煙口の常閉	通常は常閉、開放時は閉鎖のおそれない構造	
	令126の3-7	排煙風道の構造	令115-1三、四号に適合するもの、区画貫通部はモルタル詰	
	令126の3-8	排煙機の設置	(排煙口<床面積*1/50+外気接触)以外は設置	
	令126の3-9~12	排煙機の構造	排煙能力、予備電源、中央管理室、告示1829(S45)の基準	
	H12告示1436	排煙機設置扱い	防煙壁+H $\geq 3m$ +内装準不燃以上+換気設備能力 $\Rightarrow$ 二	
	H12告示1436	天井 $\geq 3m$ の排煙	排煙口 $\geq FL2.1m$ 、防煙壁より上部設置、排煙上有効 $\Rightarrow$ 三	
	H12告示1436	2階住宅	200㎡以下の住宅・長屋 $\Rightarrow$ 四	
H12告示1436	排煙規定の緩和	室 $\Rightarrow$ 四ハ(1)(2)、居室 $\Rightarrow$ 四ハ(3)(4)		
非常用照明	令126の4	設置	特建(1)~(4)、3階かつ500㎡超、採光無窓居室、1000㎡超建築物、通路	
		設置緩和	令126の4但し書、H12告示1411に該当する場合は設置不要	
	令126の5	非常用照明の構造	予備電源、直接照明、床面1ルクス以上の照度	
	H12告示1411	適用除外	避難階居室(屋外まで30m)又は直下・直上階居室(避難階段又は屋外まで20m)	
進入・ 通路	令126の6	非常用進入口設置	3階以上の階 ※代替措置有り	
	令127	通路の適用範囲	特建(1)~(4)・3F・採光排煙無窓居室・延べ面積1000㎡超	
	令128	敷地内通路	屋外避難階段、出口からの幅員1.5m以上通路確保	
内装制限	令128の3の2-1-1	内装無窓居室・通路	A>50㎡で開口<1/50の居室	
	令128の4-1-1, 2	特建の居室・通路	別表(1, 2, 4)、車庫、修理工場	
	令128の4-1-3	地下居室、通路	別表(1)(2)(4)の特建の居室	
	令128の4-2, 3	大規模居室・通路	3F500㎡超、2F1000㎡超、1F3000㎡超(学校、別表(2)除外)	
	令128の4-4	火気使用室	※適用除外 耐火・準耐火の住宅、住宅・併用住宅の最上階(平家含む)	
寄 宿 舎	令115の2の2	木造3階建	軒裏を準耐以上、準防火地域内は開口部の防火戸設置義務あり	
	県条7、県条9-3	天井・階段裏仕上	仕上げは準不燃以上	